

第十号様式（第四十三条第三項）

(表)

第 号	千葉県自然保護取締員証	
写 真	職 名 氏 名	年 月 日生
<p>上記の者は、千葉県自然環境保全条例第12条第2項（同条例第19条第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、千葉県自然環境保全条例施行規則第43条第2項に規定する権限を行う者であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付 年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 氏 名 印</p>		

(裏)

千葉県自然環境保全条例（抄）

（中止命令等）

第12条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第9条第4項若しくは第10条第3項の規定に違反し、若しくは第9条第5項（第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（準用）

第19条 第12条の規定は、郷土環境保全地域の区域内における行為に対する命令について準用する。（以下略）

（準用）

第24条 第12条の規定は、緑地環境保全地域の区域内における行為に対する命令について準用する。（以下略）

第36条 第12条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の**拘禁刑**又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の**拘禁刑**又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 略

(3) 第19条第1項及び第24条第1項において準用する第12条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

千葉県自然環境保全条例施行規則（抄）

（自然保護取締員）

第43条 条例第12条第2項（条例第19条第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の自然保護取締員は、地域振興事務所の長をもつて充てる。

2 条例第12条第2項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第12条第1項（条例第19条第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定による行為の中止を命ずることとする。

3 略

第十号様式（第四十三条第三項）

(表)

第 号	千葉県自然保護取締員証	
写 真	職 名 氏 名	年 月 日生
<p>上記の者は、千葉県自然環境保全条例第12条第2項（同条例第19条第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、千葉県自然環境保全条例施行規則第43条第2項に規定する権限を行う者であることを証明する。</p> <p>年 月 日交付 年 月 日限り有効</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 氏 名 印</p>		

(裏)

千葉県自然環境保全条例（抄）

（中止命令等）

第12条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第9条第4項若しくは第10条第3項の規定に違反し、若しくは第9条第5項（第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（準用）

第19条 第12条の規定は、郷土環境保全地域の区域内における行為に対する命令について準用する。（以下略）

（準用）

第24条 第12条の規定は、緑地環境保全地域の区域内における行為に対する命令について準用する。（以下略）

第36条 第12条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の**懲役**又は100万円以下の罰金に処する。

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の**懲役**又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 略

(3) 第19条第1項及び第24条第1項において準用する第12条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

千葉県自然環境保全条例施行規則（抄）

（自然保護取締員）

第43条 条例第12条第2項（条例第19条第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の自然保護取締員は、地域振興事務所の長をもつて充てる。

2 条例第12条第2項の規定により自然保護取締員に行わせる権限は、条例第12条第1項（条例第19条第1項及び第24条第1項において準用する場合を含む。）の規定による行為の中止を命ずることとする。

3 略